

# 地域県土警察常任委員会資料

(令和6年10月8日)

[ 件 名 ]

- 南部町におけるオンライン投票立会のリハーサルの実施等について  
【市町村課】・・・ 2 ページ
- 美保基地所属KC-46A空中給油・輸送機の着陸による滑走路の一時閉鎖について  
【市町村課】・・・ 3 ページ
- 鳥取県の政策に関する県民意識調査の結果について  
【県民課】・・・ 8 ページ
- 鳥取県立美術館の開館時間、休館日、利用料金、減免基準について  
【美術館】・・・ 10 ページ
- ねんりんピックはばたけ鳥取 2024 に向けた準備・機運醸成について  
【ねんりんピックはばたけ鳥取 2024 実施本部事務局】・・・ 14 ページ

地域社会振興部

## 南部町におけるオンライン投票立会のリハーサルの実施等について

令和6年10月8日  
市 町 村 課

9月30日(月)、南部町長選挙及び南部町議会議員一般選挙において移動式期日前投票でオンライン投票立会を行うことを想定し、公開リハーサルを実施しましたので、その概要を報告します。

また、同日、オンライン投票立会の実施方法、セキュリティ対策等をまとめたオンライン投票立会マニュアルを作成・公表し、全国の自治体等に参考としていただけるようにしましたので、併せて報告します。

### 1 南部町でのオンライン投票立会のリハーサルの概要

- (1) 日時 令和6年9月30日(月) 14:00～14:30
- (2) 場所 大木屋公民館(南部町大木屋103番地)
- (3) 内容

- ・10月13日(日)に執行が予定されている南部町長選挙及び南部町議会議員一般選挙での実施に先立ち、リハーサルを行い、投票所の配置、オンラインの映像・音声、事務の流れ等を確認した。
- ・南部町として初めて移動式期日前投票所を設置するに当たり、同町が保有するコネクテッドカーを活用した。

#### 【参考】南部町長選挙及び南部町議会議員一般選挙における移動式期日前投票所の設置想定等

- ・移動式期日前投票所は、告示日の翌日(10月9日(水)9:00～11:00)、大木屋公民館に設置予定。南部町大木屋は、日南町との町境付近の地域(役場法勝寺庁舎から約12Km)であり、今回、移動式期日前投票を試験的に導入し、併せて投票立会人確保円滑化のためにオンライン投票立会も導入する。

※大木屋公民館は、平成20年の町長選及び町議選を最後に投票所としては廃止され、その後は、投票日に1日2往復、無料送迎バスが運行されたが、近年は利用がほとんどない状況が続いていた。

### 2 実施結果

- ・通信途絶といったトラブルが生じても、問題無く投票立会ができることを確認した。



### 3 今後の予定

- ・南部町長選挙及び南部町議会議員一般選挙並びに今年27日に執行が見込まれる衆議院総選挙でのオンライン投票立会の実施に向け、引き続き市町村選挙管理委員会と調整を進めつつ、県としても必要な支援を行っていく。

※南部町選挙管理委員会は、衆議院総選挙での移動式期日前投票所設置及びオンライン投票立会実施に向けて検討中である。

### 4 オンライン投票立会マニュアルの作成・公表

- ・暫定的なマニュアルを選挙管理委員会等関係者間でのみ共有していたが、智頭町でのリハーサル実施、江府町長選挙での実践を踏まえて、内容を充実させ、公表用のマニュアルとして新たに作成したもの。

※県デジタル局と共同で作成を進め、各種セキュリティ対策、トラブルへの備え、システム構成例、現地テストを行う上でのポイント、チェックリストなどを大幅に増補した。

- ・県内外の自治体がオンライン投票立会を検討・実施するための参考としていただき、投票立会人の確保円滑化、地域の投票所の維持・投票環境の改善、投票率の低下防止等に繋げていただくことを期待して公表したもの。

- ・今後、さらなる運用改善、マニュアルの継続的な見直しにより、より多くの方に投票立会人になっていただけるようにするなど政治参加促進も促していく。

# 美保基地所属KC-46A空中給油・輸送機の着陸による滑走路の一時閉鎖について

令和6年10月8日  
市 町 村 課

## 1 事案の概要

(1) 発生日時 令和6年8月6日(火)午後7時8分頃

### (2) 概 要

- ・美保基地所属のKC-46A空中給油・輸送機1機について、訓練中に空中給油ブーム(給油管)が正常に格納できない状態となり美保基地に着陸。
- ・このため、滑走路が一時閉鎖され、3機の民間飛行機に遅延が発生。滑走路を点検したところ、異常がないことを確認したため2時間後に閉鎖を解除。
- ・不具合の原因究明は、美保基地と事業者等により調査を行う。(KC-46A空中給油・輸送機は国内で美保基地のみに配備)

## 2 県から美保基地への安全確保等に関する申入れの概要

### (1) 知事名の申入れ(令和6年8月6日付)

航空自衛隊美保基地への航空機等の配備にあたっては、住民の安全の確保のため、安全運航及び地上施設の安全対策に万全を期すことを求めているところ、本事案は、本県住民の不安を招くものであり、民間航空機に影響を及ぼす事態となったことは、誠に遺憾であり、徹底的な原因究明を行い、原因等につき詳細な説明を求めるとともに、今後の再発防止に向けた安全対策を講じるよう申入れた。

### (2) 部長名の申入れ(令和6年8月7日付)

本事案において、原因究明と再発防止策を行うとともに、以下のとおり申入れた。

- ①KC-46A空中給油・輸送機の空中給油ブームが正常な位置に格納できない原因究明を速やかに行うこと
- ②地元自治体、地元住民に対して、本事案に関する経緯、原因及び再発防止に向けた安全対策等について、説明会を開催するなど丁寧かつ詳細に説明すること
- ③鳥取県に対しても、本事案に関する経緯、原因及び再発防止に向けた安全対策等を丁寧かつ詳細に説明すること

## 3 美保基地からの現状報告

- ・美保基地より、9月13日に米子市、境港市、鳥取県など関係自治体を訪問して別添資料により現状報告があり、今回事案の不具合の詳細な原因は究明中であるが、空中給油ブームを固定する機構の損傷が推定原因と考えていると説明あり。
- ・併せて、各種点検により、事案発生以外の3機については、空中給油ブームを固定する機構の損傷はなく、飛行訓練に問題ないことを確認したことから、操縦者等の練度維持のため、空中給油ブームを使わない飛行訓練を再開したい旨の説明あり。
- ・県からは、安全確保等に関する申入れをしたとおり、地元への丁寧かつ詳細な説明をするよう回答。

## 4 米子市・境港市の対応

- ・米子市と境港市において、美保基地又は担当課より、市議会特別委員会、地元住民、関係団体等に現状報告が行われ、米子市及び境港市ともに空中給油ブームを使わない飛行訓練の再開を了承。

## 5 県の対応方針

- ・美保基地所属KC-46Aの4機のうち事案機以外の3機については、空中給油ブームを使わない飛行訓練の再開を了承する。
- ・引き続き、速やかな原因究明と再発防止策を行うとともに、地元自治体、地元住民、県に説明するよう県から美保基地に対して改めて申入れを行う。

## 【別添資料】

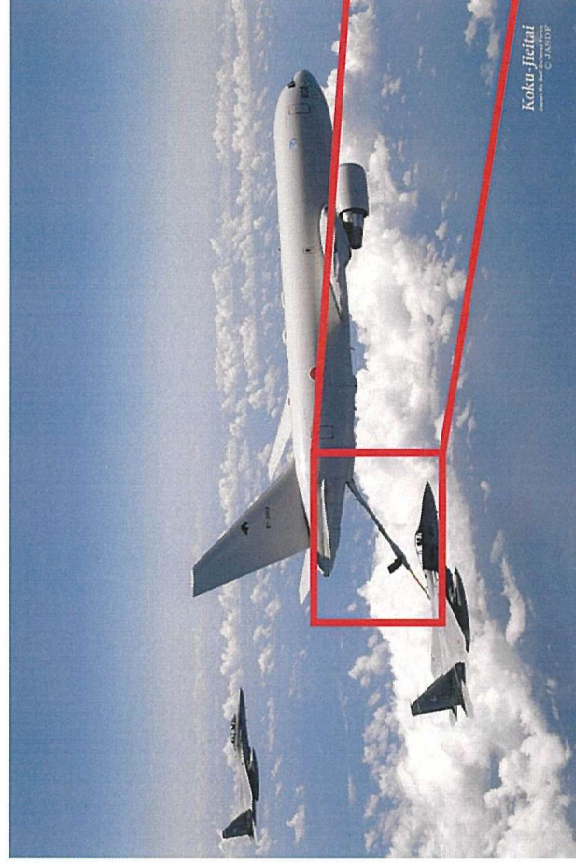
KC-46A空中給油・輸送機の着陸による滑走路の一時閉鎖について

— 基地周辺自治体への説明用資料 —

第3輸送航空隊  
令和6年9月13日

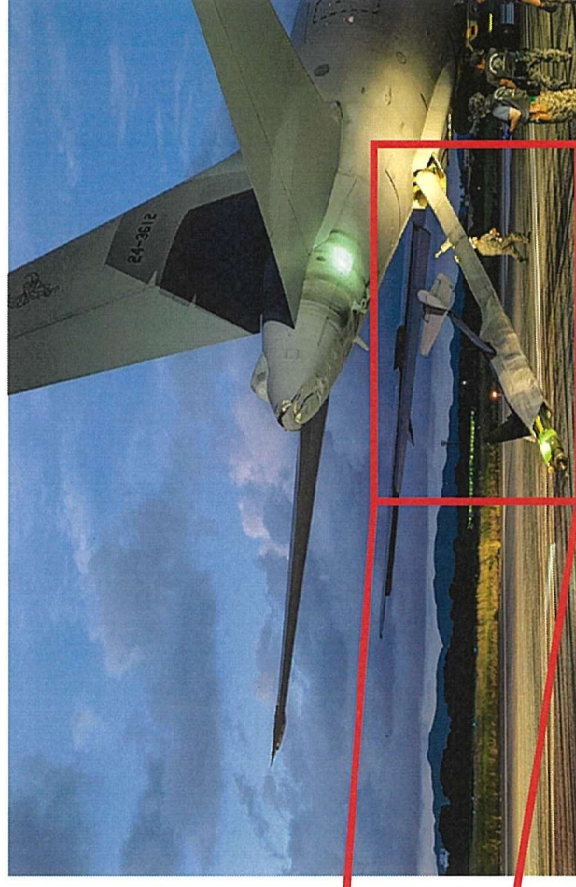
## 1 事象概要

- ・ 令和6年8月6日（火）、日本海洋上において空中給油訓練を実施。
- ・ 15時00分頃、空中給油ブームが機体に格納されない事象が発生。
- ・ 19時8分、空中給油ブームを格納していない状態のまま、美保基地（米子空港）に着陸。
- ・ 滑走路を2時間閉鎖した結果、民間航空機3便に影響。



※ フライングブーム方式による空中給油のイメージ図

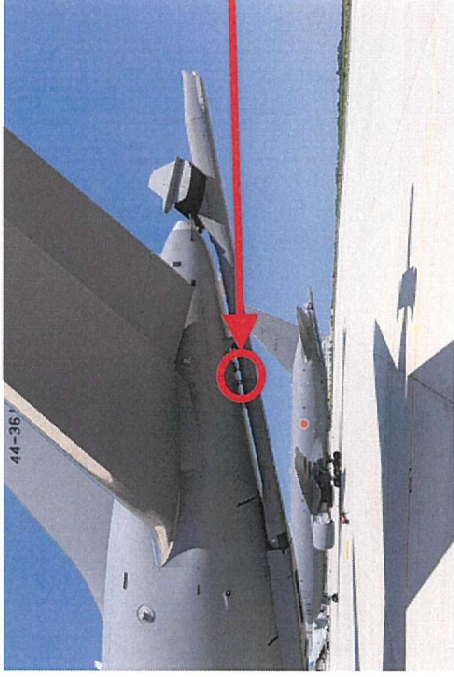
（写真はKC-767とF-15）



格納されなかった  
空中給油ブーム

## 2 推定原因

- ・ 空中給油ブームを固定する機構の損傷により空中給油ブームが格納できなかった。
- ・ 固定する機構が損傷した経緯については、現在調査中。



空中給油ブームの格納状態



固定する機構

※空中給油ブームの中央部にある固定用のフックが、機体下部（内部）の固定する機構と接続し、機械的に固定される。

## 3 これまでに実施した事項等

- (1) 航空機（KC-46A）の確認  
整備用マニュアルに基づき、機体の各種点検等を行い、固定する機構に不具合がないことを確認。また、点検及び製造会社の回答から、離着陸及び飛行に関して問題がないことを確認。
- (2) 操縦者等への教育  
搭乗員に対し、離着陸及び航法訓練に係る基本手順及び緊急手順について再教育を実施。また、関連手順について徹底。

#### 4 今後の予定

- (1) 操縦者の練度維持のため、離着陸及び航法等の空中給油ブームを使用しない飛行訓練を通常通り実施。
- (2) 空中給油及び飛行中の空中給油ブームの可動は、原因の究明と対策を実施し、改めてご説明させていただいた後、再開。

# 鳥取県の政策に関する県民意識調査の結果について

令和6年10月8日  
県民課

「輝く鳥取創造総合戦略」に掲げる政策をはじめ県政全般の満足度などについて県民にアンケートする「鳥取県の政策に関する県民意識調査」（第9回）を実施しましたので、その結果について報告します。

## 1 調査概要

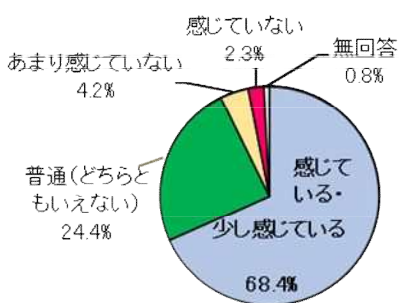
- (1) 目的 県民の関心や意向、要望等の意識を把握するとともに、継続調査をすることで、その意識の変化を把握し、今後の県政推進の基礎資料として活用する。
- (2) 調査対象 県内在住の18歳以上75歳未満の者3,000名（住民基本台帳に基づく無作為抽出法）
- (3) 調査方法 郵送（回答は調査票の返送又は電子申請サービスによる回答のいずれかを選択）
- (4) 調査期間 令和6年6月28日から8月21日まで
- (5) 回答数 1,638名（1,638/3,000名 回答率：54.6%（令和5年度比2.3ポイント減少））

## 2 結果概要

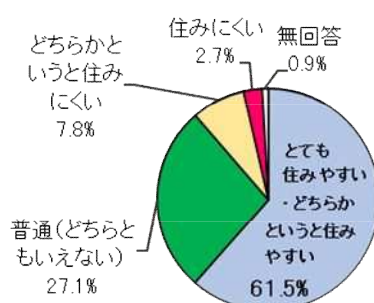
### I 鳥取県の住みやすさ

- ①「鳥取県に対しての愛着や誇り」には、68.4%の人が「(愛着や誇りを) 感じている」と回答し、「今暮らしている地域の住みやすさ」には、61.5%の人が「住みやすい」と回答した。いずれも高い水準ではあるものの、令和2年度から毎年度やや減少傾向にある。
- ②「鳥取県の暮らしに関してどう思うか」10項目について聞いたところ、「そう思う」との回答は「豊かな自然環境に恵まれている」が89.1%で9年連続で最も高く、次いで「地域の治安が良いと感じている」が66.4%であった。
- ③鳥取県に暮らしていて、どの程度幸せか（10段階評価、10が「とても幸せ」）を聞いたところ、「5」（普通）が29.7%、次いで「8」が20.2%で、「5」以上の回答は90.4%と全体の約9割を占め、前年度（同率90.4%）に引き続き高い割合となった。

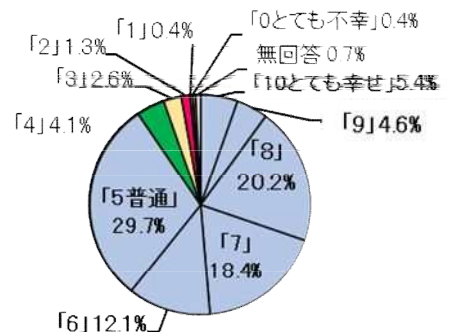
鳥取県に対して愛着や誇りを感じているか



今暮らしている地域の住みやすさ



鳥取県に暮らしていて、どの程度幸せか



### II 鳥取県の施策の満足度と今後の優先度

- (1) 鳥取県が実施している施策等に関し、①～③のテーマごとに満足度（5段階）及び今後の優先度（重要度が高い取組を3つ選択）について質問した。  
※令和6年度調査の実施にあたり、質問の対象となる取組を、令和6年4月に改正された総合戦略の施策に合わせた内容に設定し直したため、前年度までの調査との年次比較はしていない。

#### ①豊かな自然でのびのび鳥取らしく生きる

7つの取組について聞いたところ、満足度は「豊かな観光資源を活用した観光誘客の取組」が36.5%と最も高かった。今後優先すべき項目は「豊かな観光資源を活用した観光誘客の取組」が63.8%と最も多く、次いで「強い農林水産業で食の魅力を発信する取組」が62.5%となっている。



## ②人々の絆が結ばれた鳥取のまちに住む

7つの取組について聞いたところ、満足度は「日本一子育てしやすい『シン・子育て王国』の推進」が25.7%と最も高く、今後優先すべき項目は「若い力が輝く協働のまちづくりの取組」が62.3%と最も多かった。

## ③幸せを感じながら鳥取の時を楽しむ

6つの取組について聞いたところ、満足度は「防災・減災対策の強化」が19.8%と最も高く、今後優先すべき項目は「県内産業の持続的発展をめざす取組」が58.0%と最も多かった。

## (2) 男女共同参画社会づくり

### ①男女に関する役割などについて

8つの項目について聞いたところ、「現実として家事が女性の役割となっていると思う」「現実として子育てが女性の役割となっていると思う」「現実として介護が女性の役割となっていると思う」のいずれの項目も「そう思う（「そう思う」と「どちらかと言えばそう思う」の計。以下同じ。）」の回答は、依然として約70%以上の高い割合であるが、このうち「家事」については、「そう思う」の割合は年度ごとに減少傾向にある。

### ②男性の家事、育児、介護への積極的な参画を促進するために、行政が行うべき施策

8つの施策を提示したところ、「男性の家事・育児・介護への参画を当たり前のことと捉える社会全体の機運の醸成」が61.1%と、6年連続で最も多かった。

## Ⅲ 重点施策への関心・認識 犯罪被害者支援について

### ①犯罪被害者となった場合のことを考えたり、被害を受けた後の生活などを想像して不安を感じたことがあるか

「考えたことはないが、不安はある」は42.3%、「考えたことがあり不安を感じている」は31.4%だった。

### ②鳥取県犯罪被害者総合サポートセンターの存在を知っているか

「知らない」が60.3%、「県内で犯罪被害者等の支援に関する広報や啓発活動等は見聞きしたことがあるが、サポートセンターの存在は知らない」が17.5%、「サポートセンターの存在は知っているが取組内容については知らない」が17.3%だった。

### ③犯罪被害にあった場合を想定したとき、行政に求めたい支援

「必要となる医療費や裁判費用などの負担軽減、生活再建等に至る経済的支援」が59.6%で最も多く、次いで「犯罪被害者等が相談しやすい相談窓口の設置」が46.9%だった。

### ④犯罪にあったとき、二次被害として最も深刻だと思われる被害

「知人・友人の言動、近隣の噂や中傷」が29.2%、「報道機関の配慮に欠けた取材や偏見、インターネット上の偽情報や誤情報の拡散」が29.1%と、それぞれ約3割だった。

## 3 今後の活用

アンケート結果は、庁内各課と共有し、各種会議のほか、今後の施策の立案や評価・見直し等の過程において基礎資料として活用する。

# 鳥取県立美術館の開館時間、休館日、利用料金、減免基準について

令和6年10月8日 美術館

鳥取県立美術館の開館時間、休館日、利用料金及び減免基準について、指定管理者となる鳥取県立美術館パートナーズ株式会社（以下「SPC」という。）からの申請を承認しましたので、報告します。

※ 申請内容は、SPCが2年程度をかけて、主要な文化団体への個別説明のほか、県内各地での説明対話会を2巡にわたって開催した上でとりまとめたものであり、これまでも県議会に報告を行ってきたもの。（主な経緯については以下のとおり。）

## 【主な経緯】

R 4	4～6月	鳥取県文化団体連合会への利用意向照会（貸館の料金、備品、休館日等）
R 5	3月	鳥取県文化団体連合会との意見交換
	5～8月	[一般向け]貸館ルールについての公開対話会（東部・中部・西部 ×2巡）
	12月	三朝温泉観光協会・旅館組合、倉吉観光MICE協会へのヒアリング
R 6	1月	文化関係団体への個別説明・ヒアリング
	〃	常任委員会報告、教育審議会報告
↓ 意見反映		
	7月	承認申請（本件） ※知事部局移管が決まり、新年度の知事承認案件としました。

## 【承認の概要】

区 分	概 要								
開館時間	午前9時～午後5時。ただし、災害時等の臨時変更あり								
休 館 日	月曜日、12月29日～1月3日 ほか、ゴールデンウィークや夏休み中の連続開館に伴う振替休館など、臨時休館日あり								
利用料金	<b>観覧料</b> [コレクション展]一般 <b>400円</b> 団体 <b>320円</b> 学生 <b>200円</b> （高校生以下は無料） ※企画展は各実行委員会が定める <参考> <table border="1" style="display: inline-table; margin-left: 20px;"> <tr> <td>鳥取県立博物館</td> <td>米子市立美術館</td> <td>島根県立美術館</td> <td>広島県立美術館</td> </tr> <tr> <td>一般 180円</td> <td>一般 330円</td> <td>一般 300円</td> <td>一般 510円</td> </tr> </table>	鳥取県立博物館	米子市立美術館	島根県立美術館	広島県立美術館	一般 180円	一般 330円	一般 300円	一般 510円
	鳥取県立博物館	米子市立美術館	島根県立美術館	広島県立美術館					
	一般 180円	一般 330円	一般 300円	一般 510円					
<b>施設利用料</b> 県民ギャラリー 30,000円/日 ホール 12,000円/日 スタジオ1 5,000円/日 ひろま 12,000円/日 えんがわ 5,000円/日 企画展示室 60,000円/日など 貸切利用料金 200,000円/4時間（商業利用で全館利用の場合）など <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-left: 20px;">                         ・屋内施設は夏季・冬季2割増                          ・入場料等を徴収する催しは、割増の場合あり（最大10割増）                          ・時間外利用等は、割増あり                     </div>									
<b>設備利用料</b> 彫刻台 150円/台・日 LEDスポットライト 50円/灯・日 ハンドマイク 1,000円/本・日 液晶プロジェクター 2,000円/台・日 など									
減免基準	<b>観覧料の減免基準</b> ・教育活動としての生徒引率 10/10減免 ・障がい者、難病患者、要介護者等及びそれらの介護者 10/10減免 ・70歳以上の者 1/2減免 ・その他、学術文化振興を図るため特に必要な場合 その都度定める率								
	<b>施設利用料の減免基準</b> ・県内の芸術文化団体の文化芸術振興目的の利用 1/2減免 ・県内の社会教育団体の社会教育活動としての利用 1/2減免 ・障がい者、難病患者、要介護者及びそれらの介護者並びに70歳以上の者による社会参加目的の利用 10/10減免（構成員に占める当事者が半数未満の場合は、1/2減免） ・その他教育学術文化振興のため特に必要な場合 最大10/10減免 ※国・自治体主催のものは減免しない。ただし、障がい者、要介護者、難病患者の社会参加を目的とする利用は10/10減免（利用者に占める障がい者等の割合が半分未満の場合は1/2減免）。 ※時間外利用、貸切利用のものは減免しない。※設備利用料は減免しない。								

(別紙)

### 1 開館時間

申請内容の概要
○午前9時から午後5時まで ただし、災害時等の臨時変更あり

### 2 休館日

申請内容の概要
○月曜日 ただし、月曜日が休日(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日をいう。以下同じ。)であるときは翌日を、当該日も休日であるときはその直後の休日以外の日を休館日とする。
○12月29日から翌年の1月3日までの日 ほか、ゴールドウィークや夏休み中の連続開館に伴う振替休館などの臨時休館日あり

### 3 利用料金

#### (1) 観覧料(コレクション展)

申請内容の概要
○個人(一般) 1人1回につき400円 個人(学生) 1人1回につき200円 ○団体(20人以上の場合) 1人1回につき320円
※高校生以下のコレクション展観覧料は無料。 ※企画展観覧料は各実行委員会が定める。

#### 【参考】観覧料(コレクション展)

美術館名	料金区分 (参考)運営形態	一般 (個人)	うち、		学生	高校生	中学生・小学生・未就学児
			団体	70歳以上			
県立美術館 申請料金	指定管理	400円	320円	200円	200円	—	—
県立博物館	直営	180円	150円	無料	—	—	—
倉吉博物館	直営	220円	160円	無料	110円	110円	—
米子市美術館	指定管理	330円	270円	無料	—	—	—
島根県立美術館	指定管理	300円	240円	300円	200円	—	—
岡山県立美術館	指定管理	350円	280円	170円	250円	—	—
広島県立美術館	指定管理	510円	410円	無料	310円	—	—
山口県立美術館	指定管理	300円	240円	無料	200円	—	—

#### (2) 施設利用料

申請内容の概要
○県民ギャラリーやひろま等各室について、1日又は半日単位で利用料金を設定する。
○6月から9月及び12月から3月は冷暖房費込みとして、2割の額を加算する。
○入場料等(名称を問わず入場の対価としての料金)を徴収する場合は、入場料等の金額に応じ、最大10割の額を加算する。
○休館日又は時間外の利用料金の単価は、2割加算とし、30分単位で設定する。
○キャンセル等により県民ギャラリーの貸館が可能となり、指定管理者が利用日直前に行った県民ギャラリーの利用募集に応じて利用するときの利用料金(県民ギャラリー利用促進料金)は、5割の額とする。
○開館日の午後5時30分から午後9時30分又は休館日の午前6時から午後10時において、ひろま、えんがわ及び各階のテラス等を一括して借り上げる場合の貸切利用料の料金を設定する。また、貸切利用に伴う設営作業のための前日午後5時30分から当日午前6時までに占有する場合、夜間利用料を設定する。

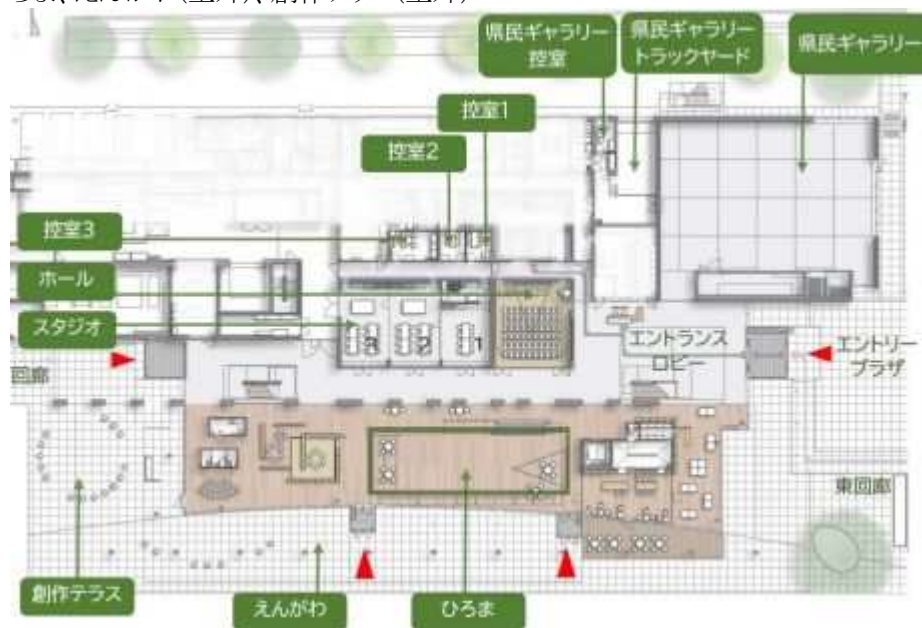
【貸館の対象】

○1階(右下図参照)

県民ギャラリー(全面、分割可)、県民ギャラリー控室、ホール、スタジオ(1・2・3、全面可)、控室1、控室2、控室3、ひろま、えんがわ(室外)、創作テラス(室外)

○3階

企画展示室、特別展示コーナー、展望テラス(室外)



(1階図面)

【県民ギャラリー、ひろまに関する施設利用料の例】

○1日利用料・半日利用料

○休館日・時間外利用料(30分単位で1日利用料又は半日利用料に加算)

		4月・5月・10月・11月			6月～9月・12月～3月		
		1日利用料	半日利用料	休館日・時間外(30分)	1日利用料	半日利用料	休館日・時間外(30分)
県民ギャラリー 全面利用	※20区画 493㎡	30,000円	15,000円	2,250円	36,000円	18,000円	2,700円
県民ギャラリー 分割利用	※1区画 約25㎡	@1,500円 ×利用区画数	@750円 ×利用区画数	@113円 ×利用区画数	@1,800円 ×利用区画数	@900円 ×利用区画数	@135円 ×利用区画数
県民ギャラリー控室		600円	300円	45円	720円	360円	54円
ひろま		12,000円	6,000円	960円	14,400円	7,200円	1,152円

○入場料徴収加算額

入場料等の最高額		4月・5月・10月・11月		6月～9月・12月～3月	
		1日利用料に 加算	半日利用料に 加算	1日利用料に 加算	半日利用料に 加算
県民ギャラリー 全面利用	無料～1,000円	加算なし	加算なし	加算なし	加算なし
	1,001～3,000円	9,000円	4,500円	10,800円	5,400円
	3,001～5,000円	18,000円	9,000円	21,600円	10,800円
	5,001円以上	30,000円	15,000円	36,000円	18,000円
県民ギャラリー 分割利用	無料～1,000円	加算なし	加算なし	加算なし	加算なし
	1,001～3,000円	450円×利用区画数	225円×利用区画数	540円×利用区画数	270円×利用区画数
	3,001～5,000円	900円×利用区画数	450円×利用区画数	1,080円×利用区画数	540円×利用区画数
	5,001円以上	1,500円×利用区画数	750円×利用区画数	1,800円×利用区画数	900円×利用区画数
県民ギャラリー控室		加算なし	加算なし	加算なし	加算なし
ひろま	無料～1,000円	加算なし	加算なし	加算なし	加算なし
	1,001～3,000円	3,600円	1,800円	4,320円	2,160円
	3,001～5,000円	7,200円	3,600円	8,640円	4,320円
	5,001円以上	12,000円	6,000円	14,400円	7,200円

○貸切利用

区分		単位	金額
貸切利用料	営利を目的とするもの	4時間につき	200,000円
	営利を目的としないもの	4時間につき	100,000円
夜間利用料		一夜につき	150,000円

### (3) 設備利用料

申請内容の概要	
○展示台やスポットライト、音響映像機器等について、1日単位の利用料を設定する。	

#### 【県民ギャラリー、ひろまに関する設備利用料の例】

室名	備品	数量	単価・設備利用料の積算		
県民ギャラリー	彫刻台	20台	1台	150円	施設利用の日数分
	LEDスポットライト	80灯	1灯	50円	設備利用の日数分
	絵画展示用ワイヤ・ピクチャーレール用フック	270本・270本		無料	
	受付カウンター・受付椅子	3台・3脚		無料	
	脚立(大・中・小)	各1台		無料	
	台車	2台		無料	
ひろま	ワイヤレスハンドマイク	3本	1本	1,000円	設備利用の日数分
	ワイヤレスピンマイク	1本	1本	1,200円	設備利用の日数分
	メディアプレーヤー	1台	1台	1,000円	施設利用の日数分
	スピーカー	2台		無料	
	200インチ電動スクリーン	1台		無料	
	長机・椅子	30台・90脚		無料	
全室	持込電気使用料	1Kw/h	1Kw	30円	利用時間数分
	ガンタッカー・針	一式	一式	500円	(一展示につき)
	両面テープ・虫ピン	一式	一式	500円	(一展示につき)

## 4 減免基準

### (1) 観覧料(コレクション展)の減免

申請内容の概要	
○減免率10/10(無料)対象	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・教育課程に基づく教育活動として幼児・児童・生徒を引率する者</li> <li>・障がい者及びその介護者(障がい者1名につき1名)</li> <li>・難病患者及びその介護者(難病患者1名につき1名)</li> <li>・要介護者等及びその介護者(要介護者1名につき1名)</li> </ul>	
○減免率1/2(200円)対象	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・70歳以上の者</li> </ul>	
○その他その都度定める	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・教育、学術及び文化の振興を図るため指定管理者が知事と協議の上、特に必要があると認めるとき、その都度減免対象及び減免率を定める。</li> </ul>	

### (2) 施設利用料の減免

申請内容の概要	
○貸館利用における減免は施設利用料のみ(休館日利用料・時間外利用料等は除く)とし、設備利用料は減免しない。	
○国及び地方公共団体が主催するもの(障がい者、難病患者、要介護者及びそれらの介護者の社会参加目的のために利用する場合を除く。)は減免しない。	

#### 【減免対象及び減免率の例】

- 県内の芸術文化団体が芸術又は文化振興のために行う催しのために利用するとき 減免率1/2
- 県内の社会教育団体が社会教育活動として行うために利用するとき 減免率1/2
- 県内の障がい者、難病患者、要介護者及びその介護者が社会参加を目的に利用するとき 減免率10/10 (利用者に占める障がい者等の割合が半分未満の場合は減免率1/2)

# ねんりんピックはばたけ鳥取 2024 に向けた準備・機運醸成について

令和6年10月8日

ねんりんピックはばたけ鳥取 2024 実施本部事務局

10月19日に開催される「ねんりんピックはばたけ鳥取2024」(以下「大会」という。)に向けた準備及び機運醸成の取組について報告する。

## 1 大会機運醸成に向けた取組

### ■大会1カ月前イベント

大会開催までちょうど1か月となる9月19日(木)に、県庁本庁舎ロビーでPR イベントを開催した。大会期間中、米子市内で開催される地域文化伝承館のPR(淀江さんこ節の披露や工芸品の展示)のほか、大会ボランティアや炬火ランナー等が着用する大会用各種衣装を披露し、開催に向けた機運を盛上げた。

#### 【概要】

期日:令和6年9月19日(木) 場所:鳥取県庁本庁舎ロビー

出席者:(公社)鳥取県老人クラブ連合会 会長 岡森 裕(おかもり ひろし)氏

おもてなし応援隊代表 鳥取敬愛高 植垣 夢(うえがき ゆめ)さん ほか1名

大会ボランティア代表 入川 滉平(いりかわ こうへい)さん ほか1名

淀江さんこ節保存会 代表 三好 純一(みよし じゅんいち)氏、ほか16名

大会実行委員会 会長 平井知事



### ■鳥取県選手団結団セレモニー

大会に出場する鳥取県代表選手団の健闘を誓うとともに、記念すべき地元での大会開催機運を盛り上げるため、選手団結団セレモニーを開催した。平井知事からの県旗授与、激励挨拶の後、選手代表挨拶、チアダンスチーム RAINBOW が応援パフォーマンスを披露し、選手団の活躍を祈念して参加者全員による頑張ろう三唱で締めくくった。

#### 【概要】

期日:令和6年9月28日(土) 場所:鳥取市民会館大ホール

出席者:団長:藤井 喜臣(ふじい きしん)氏 (社福)鳥取県社会福祉協議会長

旗手:松下 昇(まつした のぼる)氏 (ソフトボール選手)

選手代表:寺崎 健一(てらさき けんいち)氏(マラソン選手)、ほか約200名

大会実行委員会 会長 平井知事

<参考>ねんりんピックとっとり大会鳥取県選手団

・人数 681名(選手669名、役員12名)

・最高齢参加選手 ※年齢は令和7年4月1日時点

(男性)今倉 和夫(いまくら かずお)氏(96歳 民謡)、石川 吉人(いしかわ よしと)氏(96歳 弓道)

(女性)秦 恒子(はだ つねこ)氏(92歳 ゲートボール)



### ■鳥取駅前花時計リニューアル

大会参加者を華やかにお迎えするため、10月2日(水)にボランティア10名程度が参加して、鳥取駅前花時計をリニューアルした。「年輪」をモチーフに、鳥取県みどりの伝道師・遠藤佳代子氏の指導のもと、鳥取県産の芝生と秋の花苗を組み合わせた植栽デザインが完成した。

#### 【概要】

期日:令和6年10月2日(水) 場所:鳥取駅前花時計(鳥取市永楽温泉町)

主催:一般社団法人日本ハンギングバスケット協会鳥取県支部

協力:特定非営利活動法人 We garden our city!



## 2 大手コンビニ2社による応援商品発売

株式会社ファミリーマート及び株式会社ローソンが、大会開催を契機にねんりんピック応援商品を開発、販売されることとなり、10月2日(水)に知事報告を行った。

#### 【商品概要】

##### ○ファミリーマート「3種のおむすびセット」

大山どり、境港産ベニズワイガニ、炊き込みご飯等、本県ゆかりの味を盛り込んだセット。

10月1日~28日の間、中国地方のファミリーマート約680店にて販売予定。価格:480円(税込)



##### ○ローソン ①「境港サーモン焼きの塩むすびセット」、②「切り株デニッシュ」、③「ホイップバウム」

①美保湾で養殖された境港サーモンの切り身(塩焼き)と塩むすびのセット。価格:408円(税込)

②白バラ牛乳を使用した歯切れのよいデニッシュ。価格:140円(税込)

③白バラ牛乳を配合したホイップクリームをしぼり、県産梨果汁を使用したジュレをトッピング。価格:397円(税込)

いずれも中国・四国地区のローソン店舗(約1,440~1,550店)で10月8日(火)から発売開始。

